

第3回 河川・海岸構造物の復旧における景観検討会 議事要旨

日時：平成23年10月14日（金） 10：00～12：00

場所：中央合同庁舎3号館1階 水管理・国土保全局A会議室

【出席者】

「別添 議事次第 配席図」を参照。

【河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き（案）について】

◆「景観配慮にあたっての視点」について

- P6 上部「施設の防護機能の確保については、配慮の視点として特に切り出して扱うことはしていない」と記述されているが、「施設の防護機能の確保については、前提として扱う」とすべきではないか。
- 地形区分について、リアス式海岸と離水海岸は対ではないことから、厳密な表現ではないが例えば、離水海岸を砂浜海岸へ修正してはどうか。
- 全体的な言い回しについて統一すること（より格調高く記述する）。

（1）視覚的景観について

- 空間デザインの視点を踏まえて追記すること。

（2）地域性

- 利用面を中心した書き方となっている。画一的でない地域の個性を捉えることが重要である旨を記述すること。
- 復興計画等の地域計画との調整の視点を踏まえる旨を記述すること。

（3）生態系

- 「海岸特有のエコトーンの分断」について、エコトーンの分断とは何を意味するのか（植生の消失か、移動の障害か）わかりやすく記述すること。
- 海岸堤防を整備した場合に、生態系にどのような影響や変化があるのかを記述すること。
- 本来の「海岸林」とは、もともと自生している種（照葉樹等の潜在種）なのか、人工的に植栽したもの（松など文化的な意味を持つもの）なのか分かりにくいので明確にすること。
- より具体的に植物、樹木の名称を記述すること。

(4) サステナビリティ

- 「文化的な耐久性」の表現がわかりにくい。
- 当面の維持管理のみでなく、ライフサイクルコストや長期的な地形変化を踏まえた景観の捉え方等の長期的な視点も記述すること。

(5) コスト

- ペイント等の装飾による安易な地域性の表現は避ける旨を明記すること。
- 整備にかかるコストと将来にわたってかかるコストの2つのコストから成り立っていること、更にサステナビリティとコストの関連性からの配慮について、もう少し明瞭に記述すること。

◆「景観配慮の方法」について

(基本構造)

- 傾斜型のみでなく、直立型も整備されることが予測されるため、直立型についても景観の配慮が必要との旨を記述すること。
- 裏の法面の小段について、「直高5mに1段」と明記すると、現場ではそのまま従ってしまう可能性があるため、記述について検討して欲しい。

(1) 堤防位置・線形

- 引堤について「望ましい」との記述になっているが、引堤により海岸防衛線が下がることから、国土保全の観点も含めて総合的に検討し、行政的な観点も踏まえて、慎重に決定すべきである。
- 今後、低平地等では引堤も十分あり得るのではないか。
- 生態系、視覚的景観からも引堤をした方が良い理由を整理する必要がある。
- 「本来の地形」の表現についてわかりにくいため、被災後の現況地形も含めた自然地形のことをわかりやすく記述すること。
- 海岸林が存在する場合、堤防林内への堤防設置を検討すると記述されているが、その場合、海岸林が全て無くなる可能性等も考えられるので、もっと丁寧な記述にすべきである。
- 堤防の線形は直線にせず、角が出ないように緩やかにすることが重要である。
- 「分節化」について、構造物が大きな1つの塊であると圧迫感があるため、縁を切って細かく分けることにより、目の錯覚により1つの塊と認識されず、印象が和らぐ等の説明を詳細に記述する。

(2) 堤防の法面処理

- 分節の縦横比は見る角度により変化するが、視覚的に奥行きを認識するため、見る角度が変わっても視覚的には変わらない。
- 表面のデザイン例が示されているが、工事区間全て同じデザインとはいかないと思われるので、最低限デザインを統一すべき一連区間の考え方について記述して欲しい。
- 一つの海岸として認識される区間においてはデザインが統一されることが望ましい（例えば、河口から河口の間の区間等）。漁港のように明らかに異なる場所において、異なるデザインになることは構わない。

(3) 堤防の天端処理

- 図示されている縁石について、大きすぎるように感じることから、構造上の要件を確認の上、修正すること。

(4) 裏法尻等の覆土

- 津波堤防と高潮堤防では越波の頻度が異なり、特に植生への影響が異なることから、表現を分けて記述すること。
- 市街地部において法尻に植栽をする絵が描かれているが、構造上の粘り強さに配慮し、コンクリート等の固い物で固定した上に、植生マスのような物に植栽するのがよい。
- 粘り強い構造が求められていることから、越水時に堤頂と地盤の比高差を小さくすることが構造上も有利であるため、裏法面の覆土は有効であると考えられる。ただし、覆土は洗掘されるため、コンクリート被覆についても考慮しておくべき。
- 表法（海側）の覆土について、高潮が頻繁にある海岸において持続した事例はない。

(5) 海岸林、樹木等の活用

- 植樹の際に、堤防からどの程度離せばよいのか具体的に記述するべき。

(6) 階段等の付帯施設における景観配慮

- 階段だけではなくスロープの景観配慮についての記述がある方がよい。

(7) 水門等の構造物における景観配慮

- この項目は全体的に記述のトーンが下がっている。
- 門柱レス、上屋無し、柱内へ施設を入れている事例もある。

- 新しく整備される水門、樋門が従来の形式と大きく変わらないのであれば、標準的な例を示し、別途検討を要する旨を記述してはどうか。

【別冊ケーススタディ地区における景観配慮例（案）について】

- A地区について、引堤をしないパターンについて、消波ブロック等が必要となる。イメージパースおよびコスト欄へのコメントを追加してはどうか。
- F地区について、天端が一般利用される公道であれば車両防護柵等が必要になる。C地区と同様に景観に配慮した物を使用する等の記述をすること。

【その他】

- 砂浜の復元を強く要望されている地区がある。しかし、なかなか調整が難しい。海岸防護に養浜が有効であるなら、説明がしやすくなる。
- 災害復旧の制度上、実施可能なもの、そうでないものがある。それをどう調整していくかが現場としての今後の懸念である。

【今後の対応】

- 今回の意見により資料を修正した上で、次回検討会を実施するかも含め、委員の方々と相談の上、決定したい。（事務局）